

食安輸発0609第2号  
平成23年6月9日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(ベトナム産えび及びその加工品)

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正:平成23年6月7日付け食安輸発0607第2号)にて通知したところです。

今般、モニタリング検査において、ベトナム産冷凍養殖むきえびからエンロフロキサシンを検出したことから、同通知の別表1のベトナムの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロラムフェニコール、フラゾリドン、トリフルラリン	別表2の4によること。	クロラムフェニコール、フラゾリドン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。 トリフルラリン： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	クロラムフェニコール及びフラゾリドンが残留しているおそれ、基準値(0.001ppm)を超えるトリフルラリンが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロラムフェニコール、フラゾリドン、トリフルラリン、エンロフロキサシン	別表2の4によること。	クロラムフェニコール、フラゾリドン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。 トリフルラリン、エンロフロキサシン： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	クロラムフェニコール、フラゾリドン及びエンロフロキサシンが残留しているおそれ、基準値(0.001ppm)を超えるトリフルラリンが検出されるおそれがあるため。

に改めるので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。